

平成21年度包括外部監査結果等措置状況(H26.3)

| 監査対象事件 | | 所管課 | 区分 | 指摘等件数 | 措置済件数 | 今回措置件数 | 未措置件数 | |
|--------------|------------------------------|-----------|------------|-------|-------|--------|-------|----|
| テーマ1 | 盛岡市中央卸売市場の経営状況について | 中央卸売市場業務課 | 監査結果 | 18 | 18 | - | 0 | |
| | | 管財課 | 監査結果 | 2 | 2 | - | 0 | |
| | | 契約検査課 | 監査結果 | 6 | 6 | - | 0 | |
| | | 共通 | 監査結果 | 2 | 2 | - | 0 | |
| | | テーマ1 計 | | 28 | 28 | 0 | 0 | |
| テーマ2 | 公の施設の管理運営について | 行政経営課 | 監査結果 | 16 | 16 | - | 0 | |
| | | 財政課 | 監査結果 | 3 | 3 | - | 0 | |
| | | 文化国際室 | 監査結果 | 9 | 9 | - | 0 | |
| | | スポーツ推進課 | 監査結果 | 8 | 8 | - | 0 | |
| | | 観光課 | 監査結果 | 3 | 3 | - | 0 | |
| | | 公園みどり課 | 監査結果 | 11 | 9 | 2 | 0 | |
| | | 歴史文化課 | 監査結果 | 1 | 1 | - | 0 | |
| | | 小計(監査結果) | | 51 | 49 | 2 | 0 | |
| | | 文化国際室 | 参考意見 | 2 | 2 | - | 0 | |
| | | 小計(参考意見) | | 2 | 2 | 0 | 0 | |
| | | テーマ2 計 | | 53 | 51 | 2 | 0 | |
| テーマ3 | 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証 | H19 | 市民税課 | 監査結果 | 13 | 13 | - | 0 |
| | | | 資産税課 | 監査結果 | 9 | 8 | 0 | 1 |
| | | | 納稅課 | 監査結果 | 9 | 8 | 0 | 1 |
| | | | 健康保険課 | 監査結果 | 8 | 8 | - | 0 |
| | | | 児童福祉課 | 監査結果 | 11 | 11 | - | 0 |
| | | | 建築住宅課 | 監査結果 | 3 | 3 | - | 0 |
| | | | 共通 | 監査結果 | 12 | 12 | - | 0 |
| | | | 小計(監査結果) | | 65 | 63 | 0 | 2 |
| | | | 共通 | 参考意見 | 1 | 1 | - | 0 |
| | | | 小計(参考意見) | | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | | H20 | 教育委員会総務課 | 監査結果 | 8 | 8 | - | 0 |
| | | | 上下水道部計※ | 監査結果 | 8 | 3 | 0 | 5 |
| | | | 行政経営課 | 監査結果 | 1 | 1 | - | 0 |
| | | | 財政課 | 監査結果 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | | | 資産管理活用事務局※ | 監査結果 | 11 | 6 | 0 | 5 |
| | | | 小計(監査結果) | | 30 | 18 | 0 | 12 |
| | | H20 | 職員課 | 参考意見 | 5 | 5 | - | 0 |
| | | | 財政課 | 参考意見 | 7 | 5 | 0 | 2 |
| | | | 契約検査課 | 参考意見 | 3 | 3 | - | 0 |
| | | | 会計課 | 参考意見 | 1 | 1 | - | 0 |
| | | | 行政経営課 | 参考意見 | 1 | 1 | - | 0 |
| | | | 共通 | 参考意見 | 2 | 2 | - | 0 |
| | | | 小計(参考意見) | | 19 | 17 | 0 | 2 |
| | | | テーマ3 計 | | 115 | 99 | 0 | 16 |
| テーマ1～テーマ3総合計 | | | | | 196 | 178 | 2 | 16 |

※組織改編により、関係課を集約している。

平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

【テーマ2 公の施設の管理運営について】結果分

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 部局等名 都市整備部 措置状況（担当課） |
|------|---|--|--|
| 114 | <p>⑤ 中期経営計画の達成状況と計画に基づく事業の改善中期経営計画を着実に達成するためにも、事業計画には中期経営計画に基づく数値目標を設定すべきである。</p> <p>また、目標値の達成状況を評価し、目標値と実績値の差異について、その原因を分析し、次年度以降の改善に結びつけるなど、公社においても、マネジメントサイクルの考え方を導入する必要がある。</p> <p>なお、住民への説明責任の観点からも、中期経営計画や中期経営計画に示された目標値の達成状況、さらには目標値達成に向けた改善策は、市のホームページなどをとおして、住民に公表する必要がある。</p> | <p>中期経営計画の達成状況については、年次事業計画にも数値目標を設定して評価し、次年度計画の改善に結びつけるとともに、その達成状況や改善策などを住民に公表するよう公社に指導しています。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p> | <p>○ 措置済み</p> <p>（公財）盛岡市動物公園公社中期経営計画の数値目標の評価に基づいた年次計画の数値目標設定の検討、ホームページを通じた市民への公表について、平成24年4月に移行した公益財団法人としての経営方針と併せて、公社と検討を進めてきました。</p> <p>これにより、次期指定管理期間（26年度～30年度）における中期経営計画を策定し、ホームページにおいて公表しました。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p> |

平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

【テーマ2 公の施設の管理運営について】結果分

部局等名 都市整備部

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況（担当課） |
|------|--|---|---|
| 117 | <p>④ 公社の収支状況について</p> <p>指定管理者制度導入の趣旨の一つとして、効率化が挙げられる。指定管理者制度が導入される以前の平成17年度の業務委託料と18年度以降の指定管理料を比較すると、18年度以降の指定管理料は増加している。また、18年度から20年度にかけて、指定管理料は増加している。</p> <p>一方、支出についても、18年度以降の支出合計は、17年度と比較すると増加している。また、18年度から20年度にかけて、支出合計は増加している。</p> <p>現在、収支差額は、概ね均衡しているが、市の財政状況が厳しさを増すなか、今後、指定管理料の増加は期待できない。したがって、今後も支出合計が増加するようであると、収支差額はマイナスとなる。支出額の増加を抑えることを目標に、現在の支出の内容を精査し、より一層の効率化を進める必要がある。</p> <p>さらには、公社の財務構造そのものを見直すことも必要である。収益の大部分を指定管理料に依存している財務構造を改善することが課題であり、例えば、先に述べた、利用料金制の導入や、人件費の見直しなどを検討する必要がある。</p> <p>そのほか、自主事業の積極的な展開を工夫する必要がある。例えば、冬休みの開園により来場者の増加を図ることや、物販や飲食事業を拡大し、収入構造を改善することも検討する必要がある。</p> | <p>公社の収支状況の改善については、管理運営の効率化の観点からも、その均衡を図ること、市の総支出額増加を抑えることが必要との認識に立ち、経営全般を見据えた検討を行うとともに、利用料金制度や自主事業の展開による入園料等収入の増加、公社における支出内容の精査を行い、公社とともに総合的に検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> | <p>○ 措置済み</p> <p>経営全般を見据えた管理運営の効率化を目指して、「新たな魅力づくり等を図るための将来に向けた計画」と入園料增收や中期経営計画の検討、将来的に必要な経費の見通しも含めた公社財務体质の強化と支出内容の精査など、次期指定管理料の見直しとともに総合的な協議検討を公社とともにに行ってきました。</p> <p>その結果、平成26年度からの指定管理料について、光热水費など事業費の精査と指定管理期間(5年間)を見込んだ必要経費の見直しを行い、これに基づく一定財源内での自主的予算運営を行なながら収支均衡を図り、新たな経営計画による効率的な経営に取り組むものとし、また入園料等収入増加を目的とした自主事業の展開や入園者増加対策も進めることなどを盛り込んだ経営計画を策定しました。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> |

様式2

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名

財政部

| 報告書頁 | 19年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|--|---|--|
| 140 | <p>② 事務の効率化について</p> <p>ア) 登記情報の入手方法について (措置の方向性について)</p> <p>登記情報の電子データでの入手は実施未了の状況である。盛岡地方法務局との協議を実施している点は評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>盛岡地方法務局の意向によるところが大きいが、今後も、事務の簡素化、事務の正確性を向上させることができるものであり、早期の実現に向け、国や県にも協力を求めるなど、積極的に働きかけを行われたい。</p> | <p>今後も登記情報の電子データによる入手の早期実現に向けて、国・県に協力を求めながら、県内市町村と連携し、盛岡地方法務局との協議を進めてまいります。</p> <p>(資産税課)</p> | <p>● 未措置</p> <p>平成23年度に盛岡地方法務局と協議し、法務局から盛岡市への登記情報及び盛岡市から法務局への固定資産価格通知の一括通知について、電子データでの情報入手及び価格通知を行うことを合意しました。</p> <p>25年度は当該システム運用受託者の内部運用方式の大幅な変更作業と新基本ソフトへの移行対応改修、26年度はコンビニ収納導入のためのシステム改修や納税通知書の様式変更を優先し予算化したことから、電子データによる情報入手等の予算措置を見送り中断しております。</p> <p>今後は、費用対効果を考慮しながらシステム改修に関する予算措置に努めるとともに、事務処理体制の整備に向け関係機関との協議を進めてまいります。</p> <p>(資産税課)</p> |

様式2

平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

| 【テーマ3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証】結果分 | | 部局等名 財政部 |
|--|--|--|
| 報告書頁 | 19年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 未措置事項の取組状況（担当課） |
| 152 | <p>⑦ 納付機会の拡大について (措置の方向性について)</p> <p>納付機会の拡大については、平成22年度から軽自動車税のコンビニ収納を可能とする予定であり、納税者の利便性に配慮した取り組みとして評価できる。</p> <p>また、納期を増やすことについては、納税者の負担やシステム改修等の費用がかかり、導入しても費用に見合った効果はでない可能性がある。他都市の事例や効果を踏まえ、納期の増加を実施するかどうかを検討されたい。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>上記のとおり一定の措置がなされている。</p> <p>そのほかの税への拡大やクレジット収納については、利便性の向上と手数料やシステム改修費等の発生を踏まえ、先行自治体での効果も参考に、実施すべきかどうか検討されたい。</p> | <p>コンビニ収納の他税目等への拡大やクレジット収納、納期を増やすことについては、費用対効果の検証や他自治体の実施状況を勘案しながら、引き続き検討してまいります。</p> <p>(納税課)</p> <p>● 未措置</p> <p>コンビニ収納の軽自動車税以外の他税目等への拡大については、平成27年度に市県民税ほか7科目の導入に向け、24年度から関係各課と協議を重ね、26年度は実施に向けたプログラム開発を予定しております。</p> <p>併せて、クレジット収納等の納付機会拡大についても、他市や事業者等からの情報を収集し、費用対効果の検証を行うなど、実施の可能性につき引き続き検討を行ってまいります。</p> <p>(納税課)</p> |

様式2

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

| テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】 | | 部局等名 上下水道部 |
|---|---|--|
| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 未措置事項の取組状況（担当課） |
| 200 | <p>② 維持管理計画の策定 (措置の方向性について)</p> <p>維持管理方針については、下水道部内では検討が進められ、平成21年度中には決定を予定している。また、22年度から順次実態調査を実施し、23年度から順次維持管理計画を策定する予定で21年度中に予備調査を完了する予定である。維持管理の方針及び維持管理計画の策定に向けた取り組みが進んでいると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>今後は計画的に修繕が進むよう、計画の立案、実行に向けた対策を検討されたい。また、上記の取り組みについては、市内の一部分を対象とするものであり、市内全域をカバーするためには今後も継続的に同様の作業を進める必要がある。</p> | <p>今後は計画的に修繕が進むよう、計画の立案、実行に向けた対策を検討してまいります。 (施設管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未措置 平成21年度に策定した『維持管理方針』に基づき、下水管路施設維持管理計画の検討を行っております。 また、市内全域の計画的な修繕と長寿命化計画をすみ分けした計画策定を引き続き進めてまいります。 (下水道整備課) |

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 上下水道部

| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|---|--|--|
| 203 | <p>④ 維持管理に係る経費の最少化の検討 (措置の方向性について)</p> <p>維持管理に係る経費の最小化については、平成22年度に実施予定の調査結果を基に平成23年度の計画策定期に、個々の工事ごとに判断する予定であり、経費の最小化に向けた取り組みの必要性は認識されていると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>維持管理計画の策定が平成23年度であるため、現時点では経費の最小化に関する検討は行われていない。今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーション方法の精緻化を行うべきである。</p> | <p>今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーション方法について検討してまいります。</p> <p>(業務課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 未措置 <p>平成24年度に菜園・内丸地区の管渠施設の一部及び中川原終末処理場中央監視制御棟の電気設備更新と建築付帯設備更新に係る長寿命化計画を策定し、その中で、処理場廃止に伴う処理能力の見直し及び高効率機種を採用する等、省エネ性を考慮したライフサイクルコストの算定を行っております。</p> <p>25年度は上記長寿命化計画に基づき、施設更新に係る詳細設計を行っております。</p> <p>今後も順次、長寿命化計画の拡張を進め併せてライフサイクルコストの算定を行ってまいります。また、維持管理計画と長寿命化計画が連動し、中・長期的な経営計画に包括される仕組みの構築を引き続き検討してまいります。</p> <p>(経営企画課、下水道整備課)</p> |

様式2

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 上下水道部

| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|--|---|--|
| 208 | <p>⑦ 劣化傾向の把握 (措置の方向性について)</p> <p>劣化傾向の把握については、現在既に交換、修繕が必要な箇所について、劣化の状況を点検、把握をしているが、その他については、特段の措置を講じておらず、劣化傾向の把握の必要性を十分に認識しているとは言い難く、劣化傾向の把握の必要性を改めて認識すべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>上記のとおり、現状では劣化傾向の把握に向けた措置は講じられていない。平成23年度に策定する維持管理計画には、劣化傾向についても織り込むことが必要である。このため、平成22年度からの調査で得られる情報だけでなく、モデル地区を設定し、情報を収集することで、劣化傾向を把握し、劣化傾向の把握に活用するなどの取り組みが必要である。</p> | <p>今後はモデル地区を設定するなど、劣化傾向を把握することについても検討してまいります。 (施設管理課、業務課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 未措置 <p>劣化傾向の把握については、下水が利用されている環境により異なることから、一概に結論を出すことは難しい状況ですが、通常の維持管理業務における不明水対策において、劣化状況の把握を行っております。</p> <p>また、平成20年度から23年度には、菜園及び内丸地区の長寿命化計画策定のため、管渠調査により劣化状況の把握を行っております。</p> <p>25年度は河南地区において、標準耐用年数を経過した管渠の調査を行っております。</p> <p>(下水道整備課、下水道施設管理課)</p> |

様式2

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名

上下水道部

| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|---|---|---|
| 209 | <p>(⑧ 受益者負担の検討 (措置の方向性について)</p> <p>受益者負担の検討については、平成20年度末累積欠損金が27億円にのぼり、管轄区域内の人口減少により下水道使用料が減少していることから、事務の委託や組織の簡素化を進めることで経営体質の強化を図ろうとしている。安易に受益者負担の増加によらず、まず、経営努力を進める姿勢は評価できる。</p> <p>(現時点の措置状況について)</p> <p>今後の維持管理費用が予想される中、将来世代へ負担を先送りしないためには経費削減やアセットマネジメントの考え方を導入することを前提として、最低限の受益者負担の増加を検討することもやむを得ないのではないかと考える。</p> | <p>対症療法的修繕から予防保全型の計画的修繕へ移行しなければならない時期に来ていることは認識しておりますが、今後、経営努力を進めながら、受益者負担についても検討してまいります。 (業務課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 未措置 <p>経営体質の強化を図るため、厳選した建設投資により資本費の負担を圧縮するほか、計画的な修繕を進めるため、長寿命化計画の策定とアセットマネジメントによる更新需用の把握に努めております。</p> <p>平成26年度にはアセットマネジメントを取り入れた財政計画に基づく中期経営計画を策定し、適正な受益者負担について引き続き検討してまいります。 (経営企画課)</p> |

平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|---|---|---|
| 212 | <p>(2) 施設管理に係る中長期計画の策定 (措置の方向性について)</p> <p>施設管理に係る中長期計画の策定については、(1)にある維持管理方針の策定に合わせ、予算に反映できる計画の策定を目指している。計画を策定するだけでなく、確実に実施するためには、予算との連携が必要であり、取り組みは評価できる。今後は、施設関連費用を縮減するとともに、中長期にわたる費用の平準化を図り、市の厳しい財政状況の中でも確実に実施できる計画とすることが必要である。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現状では、計画策定に必要なデータの種類が明確でなく、データそのものも不足し、シミュレーションを行うことができない状況である。計画策定にどのようなデータが必要か、早急に、整理する必要がある。</p> | <p>実効性のある計画となるよう留意しながら、必要なデータの精査、収集等も含め、計画の策定に向けた検討を継続してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p> | <p>● 未措置</p> <p>全庁的な施設管理方針として平成25年6月「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」を策定しました。今後、この基本方針を基に、施設管理に係る中長期計画を含めた計画として、「施設保有の最適化と長寿命化」の計画を、27年度末を目途に策定する予定しております。</p> <p>(資産管理活用事務局)</p> |

平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|---|--|--|
| 215 | <p>(4) 固定資産台帳の整備 (措置の方向性について)</p> <p>固定資産台帳の整備については、現在、公会計制度改革への対応として、台帳整備に向け、府内プロジェクトチームを立ち上げ検討しており、作成に向け取り組んでいると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>台帳作成に向け取り組んでいる状況であるが、台帳は整備することも大切であるが、活用してこそ意味があるものである。このため、作成においては、活用を念頭に置き、必要に応じ専門的な知識を有する者に助言を求めるべきである。</p> | <p>公会計の整備については、平成22年度から取組むこととしている盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、24年度までに整備を行うこととされています。</p> <p>固定資産税台帳は公会計制度改革府内プロジェクトチームにより、段階的かつ計画的に整備することとしております。</p> <p>整備した台帳の活用については、岩手県と共同で実施している「財政情報の『見える化』推進研究会」等の取組みを参考に、活用できる台帳整備に努めてまいります。</p> | <p>● 未措置</p> <p>固定資産台帳は公会計制度改革府内プロジェクトチームでの検討を行なながら段階的に整備を行っております。</p> <p>平成25年度は昨年度までに終了した土地（道路用地を除く）に統一して、施設に係る台帳整備を実施する予定としておりましたが、国で新たな基準を設ける予定となつたことから、作業をいったん中断しています。26年度以降に新基準が示された後、その基準に基づいて整備を行う予定としています。</p> <p>それ以外の道路用地等の資産台帳についても順次整備を図る計画としております。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p> |

様式2

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 措置計画 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|--|---|---|
| 216 | <p>(5) 施設に関する情報の整備 (措置の方向性について)</p> <p>施設に関する情報の整備については、固定資産台帳の整備に合わせ、整備ができるかどうかを検討中である。全庁的にマネジメント進めていくためには、施設管理に責任を持つ部署を決定したうえで、データとして一元管理できるようにすべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>関係課で意見交換を行っており、翌年度からプロジェクトの立ち上げを予定している。</p> | <p>公会計の整備については、平成22年度から取組むこととしている盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、24年度までに整備を行うこととされています。</p> <p>(財政課)</p> | <p>● 未措置</p> <p>固定資産台帳は公会計制度改革内プロジェクトチームでの検討を行いながら段階的に整備を行っております。</p> <p>平成25年度は昨年度までに終了した土地（道路用地を除く）に統一して、施設に係る台帳整備を実施する予定としておりましたが、国で新たな基準を設ける予定となったことから、作業をいったん中断しています。26年度以降に新基準が示された後、その基準に基づいて整備を行う予定としています。</p> <p>(財政課)</p> |

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|---|---|---|
| 217 | <p>(6) 施設の長寿命化によるライフサイクルコスト縮減に向けた取組み (措置の方向性について)</p> <p>ライフサイクルコストの縮減に向けた取り組みについては、建物毎の検討は行われているが、市全体としての考え方ではなく、市としての考え方を整理すべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現時点では市全体の考え方が整理されておらず、個別の施設において検討がなされている状況である。所管課では全体的な視点を持つことは困難であるため、全序的な管理に責任を持つ部署が、修繕と延命化の関係を明らかにし、全序に考え方を示すべきである。</p> | <p>全序的な視点に立った施設管理方針、施設管理に係る中長期計画の策定とともに、施設ごとに効果的なライフサイクルコストの縮減に向けて検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p> | <p>● 未措置</p> <p>全序的な施設管理方針として平成25年6月「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」を策定しました。</p> <p>今後、この基本方針を基に、ライフサイクルコスト縮減も含めた計画として、「施設保有の最適化と長寿命化」の計画を、平成27年度末を目指して策定する予定としております。</p> <p>(資産管理活用事務局)</p> |

様式2

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

テーマ3 : 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況 (担当課) |
|------|---|---|--|
| 219 | <p>(8) 規定の整備と「市有建築物保全計画実施要綱」の見直し (措置の方向性について)</p> <p>規定の整備等については、現状が全庁的な施設管理方針が決定していない段階であることから、全庁的な方針の決定後に整備する予定であり、特段の措置はなされていない。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現時点では特段の措置はなされていないが、全庁的な施設管理方針の決定を待つのではなく、専門知識を有する課として管理方針の決定に向け、包括外部監査での指摘を受けた経験に基づき、検討した内容や取組状況についての情報提供等により議論を積極的にサポートする必要がある。</p> | <p>要綱の見直しについては、全庁的な施設管理方針の決定後に行います。全庁的な管理方針の策定やマネジメントの構築につきましても、技術的な側面から積極的にサポートしてまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p> | <p>● 未措置</p> <p>全庁的な施設管理方針として平成25年6月「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」を策定しました。</p> <p>今後、この基本方針に基づき「施設保有の最適化と長寿命化」の計画を、27年度末を目指して策定する予定としており、この時点で要綱のあり方についても併せて検討することとしております。</p> <p>また専門知識を有する部署として、技術的な側面から、今後も積極的にサポートしてまいります。</p> <p>(資産管理活用事務局)</p> |

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部、教育委員会、上下水道部

| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|---|--|---|
| 221 | <p>(10) 安全点検の実施とその対応 (措置の方向性について) 安全点検の実施とその対応について、安全性に課題があるものについては、早急に対処すべきであり、対処がやむを得ず遅れる場合には、利用者の安全性が十分確保されるよう取り組まなければならない。教育委員会や下水道部で措置の遅れや安全性の確保に課題があったことを考えると、他の部局においても同様のケースがあると考えられる。</p> <p>(現時点での措置状況について) 教育委員会や下水道部では対策が進められている。市の公共施設について状況を早急に確認し、状況を公表するとともに、問題があれば必要な措置を講ずることが必要である。</p> | <p>法令に基づく定期的な施設点検のなかで、点検結果の措置状況を順次確認し、措置が行われていないものがあった場合は適切に措置してまいります。</p> <p>措置の状況の公表について、今後検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p> | <p>● 未措置 法令に基づく定期的な施設点検の結果、措置が行われていないものがあった場合は計画的に措置してまいります。 また、措置の状況の公表については、「公共施設保有の最適化と長寿命化」の計画を、平成27年度末を目指して策定する予定となっており、この計画策定と併せて検討を進めてまいります。 (資産管理活用事務局、教育委員会総務課、経営企画課)</p> |

様式2

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|--|---|--|
| 223 | <p>(12) 耐用年数の設定 (措置の方向性について) 耐用年数の設定については、現在、全庁的な維持管理方針の策定に向け、関係課において修繕費用や問題点を整理している段階であり、特段の検討は行われていない。施設の維持管理を効果的に実施するためには、施設の耐用年数を設定する必要があるため、維持管理方針の策定に併せ、耐用年数の設定を行うべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について) 特段の措置は行われていない。全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では、維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため、早急に、全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p> | <p>全庁的な施設の維持管理方針の策定に向けた検討と併せて、施設の耐用年数の設定について検討してまいります。 (行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 未措置 全庁的な施設管理方針として平成25年6月「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」を策定しました。 今後、この基本方針に基づき、耐用年数の設定も含めた計画として、「施設保有の最適化と長寿命化」の計画を、27年度末を目指して策定する予定としております。 (資産管理活用事務局) |

様式2

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

| テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】 | | 部局等名 | 財政部 |
|---|--|--|---|
| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
| 236 | <p>(イ) 内部統制の整備 (f) 固定資産台帳の整備 (措置の方向性について)</p> <p>公会計の整備については、盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、平成24年度までに整備を行うこととされている。固定資産台帳の整備については、府内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的かつ計画的な固定資産台帳整備や複式簿記導入について検討を予定している。</p> <p>固定資産台帳の整備にあたっては、その利用方法についても十分に検討し、現品との突合が可能な固定資産台帳を整備する必要がある。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>21年度では、総務省方式改訂モデルによる財務書類を公表したほか、固定資産台帳の整備については、府内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的に台帳整備に取り掛かった点は評価できる。</p> | <p>今後の方向性</p> <p>公会計制度改革府内プロジェクトチームによる固定資産税台帳整備を平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしております。</p> <p>整備した台帳の活用については、岩手県と共同で実施している「財政情報の『見える化』推進研究会」等の取組みを参考に、活用できる台帳整備に努めて参ります。</p> <p>(財政課)</p> | <p>● 未措置</p> <p>固定資産台帳は公会計制度改革府内プロジェクトチームでの検討を行なながら段階的に整備を行っております。</p> <p>平成25年度は昨年度に終了した土地（道路用地を除く）に統一して、施設に係る台帳整備を実施する予定としておりましたが、国で新たな基準を設ける予定となったことから、作業をいったん中断しています。26年度以降に新基準が示された後、その基準に基づいて整備を行う予定としています。</p> <p>それ以外の道路用地等の資産台帳についても順次整備を図る計画としております。</p> <p>(財政課)</p> |

様式2

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

部局等名

財政部

| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|---|---|---|
| 245 | <p>(I) 透明性の確保 (c) 会計制度の整備 (措置の方向性について) 公会計の整備については、盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、平成24年度までに整備を行うこととされている。</p> <p>(現時点での措置状況について) 21年度は、総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成・公表したほか、府内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的かつ計画的な固定資産台帳整備や複式簿記導入について検討している。</p> | <p>今後の方向性</p> <p>公会計制度改革府内プロジェクトチームによる固定資産税台帳整備を平成24年度にかけて段階的かつ計画的に整備するとともに、複式簿記の導入に向け取組んでまいります。 (財政課)</p> | <p>● 未措置 複式簿記の導入に向けて、プロジェクトチームでの検討を行いながら資産台帳の整備に取り組んでおります。 平成25年度は昨年度に終了した土地（道路用地を除く）に統一して施設に係る台帳整備を実施する予定としておりましたが、国で新たな基準を設ける予定となつたことから、作業をいったん中断しています。26年度以降に新基準が示された後、その基準に基づいて整備を行う予定としています。 それ以外の資産についても順次台帳整備を図る計画としており、引き続き複式簿記の導入への取組みを進めてまいります。 (財政課)</p> |

様式2

平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 上下水道部

| 報告書頁 | 20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果 | 今後の方向性 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|--|--|---|
| 202 | <p>③ 維持管理計画の評価とマネジメントサイクル (措置の方向性について)</p> <p>維持管理計画の評価とマネジメントサイクルについて、維持管理計画を策定することが目的ではなく、計画をいかに実行するかを検討しており、計画の評価やマネジメントサイクルの考え方の必要性は認識されていると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>維持管理計画は平成23年度に策定される予定であるが、その前提となる維持管理方針の策定時に職員研修を実施し、職員にアセットマネジメントの考え方をまず浸透させる予定である。計画を実行するのは職員であり、このような職員の理解を進める取り組みは計画の実施につながるものである。職員の意識改革には時間を要することが想定されるため、今後も引き続き職員の意識を高めるとともに、計画の進行管理方法についての検討を進めるべきである。</p> | <p>今後も引き続き職員の意識を高めるとともに、計画の進行管理方法についての検討してまいります。 (業務課、施設管理課)</p> | <p>● 未措置</p> <p>上下水道局職員研修実施計画に基づき実施する職員研修や上下水道局アセットマネジメント検討委員会の活動により、職員の意識改革に取り組んでおります。</p> <p>平成26年度にはアセットマネジメントを取り入れた財政計画に基づく中期経営計画を策定することとしており、経営計画の進行管理に維持管理計画が包括される仕組みを検討してまいります。 (経営企画課、下水道整備課)</p> |

平成 22 年度 包括 外部監査結果等措置状況 (H26.3)

| 監査対象事件 | 所管課 | 区分 | 指摘等件数 | 措置済件数 | 今回措置件数 | 未措置件数 |
|-------------------|-----------|------|-------|-------|--------|-------|
| 清掃事業に係る事務の執行等について | 資源循環推進課 | 監査結果 | 5 | 5 | - | 0 |
| | 廃棄物対策課 | 監査結果 | 5 | 5 | - | 0 |
| | 収集センター | 監査結果 | 2 | 2 | - | 0 |
| | クリーンセンター | 監査結果 | 5 | 5 | - | 0 |
| | リサイクルセンター | 監査結果 | 3 | 3 | - | 0 |
| | 税務住民課 | 監査結果 | 1 | 1 | - | 0 |
| | 共通 | 監査結果 | 5 | 5 | - | 0 |
| | 小計（監査結果） | | 26 | 26 | 0 | 0 |
| | 資源循環推進課 | 参考意見 | 8 | 7 | 0 | 1 |
| | 廃棄物対策課 | 参考意見 | 5 | 4 | 0 | 1 |
| | 税務住民課 | 参考意見 | 1 | 1 | - | 0 |
| | クリーンセンター | 参考意見 | 2 | 2 | - | 0 |
| | 行政経営課 | 参考意見 | 1 | 1 | - | 0 |
| | 共通 | 参考意見 | 2 | 2 | - | 0 |
| | 小計（参考意見） | | 19 | 17 | 0 | 2 |
| 計 | | | 45 | 43 | 0 | 2 |

平成22年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：清掃事業に関する事務の執行等について【意見分】

部局等名 環 境 部

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|---|--|---|
| 56 | <p>VII. 資源ごみの回収事業</p> <p>資源ごみの回収コストに係る定期的な検討の必要性について</p> <p>集団資源回収はごみ減量や地域コミュニケーションを高めるといった主要な目的はあるが、同時に資源ごみの回収に関する経済合理性の観点からのモニタリングや定期的な検討が必要である。</p> <p>今後は、収集コストの把握、報奨金の適正額等に関する定期的な検討を行うべきである。この検討には、資源ごみの種類ごとの回収コストの試算結果、または資源ごみ全体としての回収コストの試算結果を基準に検討する等様々な方式が考えられるが、行政回収のコストの範囲なども含め、予め検討方法を決めておくべきである。</p> | <p>資源集団回収は、家庭や地域のコミュニケーションが深まり、リサイクル意識が高揚するなどの啓発効果があることから、今後も資源集団回収を積極的に推進することとしており、経済合理性の観点から検討を行う予定はありません。</p> <p>行政回収については、収集品目の混載など収集方法の多様な可能性を検証しながら収集コストの把握を行うとともに、コスト試算の方法等、定期的な検討方法の検討を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(資源循環推進課)</p> | <p>● 未措置</p> <p>資源の収集については、新たに盛岡地域においてプラスチック製容器包装の毎週収集を実施し、古着の分別収集を試行します。</p> <p>また、民間事業者等が独自に実施している資源の回収状況についてデータを収集しております、歳入の状況、回収コストとの比較等、総合的な資源収集についてモニタリングの在り方やコスト検討に関して検証を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(資源循環推進課)</p> |

平成22年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：清掃事業に関する事務の執行等について【意見分】

部局等名 環 境 部

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|---|---|--|
| 33 | <p>III. 一部事務組合への負担金等の支出について</p> <p>容器包装リサイクル事業から玉山区が対象外になっていることについて</p> <p>容器包装リサイクル事業について玉山区を施策の対象とすることが、市全体としての重要施策であることを市民全体に認知してもらえることにつながることから、全市を挙げてごみ減量とリサイクル徹底のため、早急に玉山区の実態に合った収集方法等を立案して対象とすべきである。</p> | <p>玉山区での紙製・プラスチック製容器包装リサイクル事業実施については、玉山区とともにごみの中間処理を行っている岩手町と足並みをそろえて実施する必要があることから、引き続き岩手町や岩手・玉山環境組合と分別収集の拡大の実現に向け、協議を進めてまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p> | <p>● 未措置</p> <p>事業主体である岩手・玉山環境組合を中心となり、玉山区、岩手町での紙製・プラスチック製容器包装リサイクル事業導入に向け、関係三者による分別収集拡大の協議を継続しており、玉山区と岩手町から排出されるごみの組成分析など、基礎調査を重ねております。</p> <p>(廃棄物対策課)</p> |

平成 23 年度 包括 外部監査結果等措置状況 (H26.3)

| 監査対象事件 | 所管課 | 区分 | 指摘等件数 | 措置済件数 | 今回措置件数 | 未措置件数 |
|---|------------------|------|-------|-------|--------|-------|
| 盛岡市における高齢者福祉事業 及び介護保険事業に係る 事務の執行等について | 介護高齢福祉課 | 監査結果 | 4 | 3 | 0 | 1 |
| | 高齢者支援室 | 監査結果 | 11 | 10 | 0 | 1 |
| | 総務課 | 監査結果 | 1 | 1 | - | 0 |
| | 行政経営課 | 監査結果 | 1 | 1 | - | 0 |
| | 行政経営課 ・高齢者支援室 | 監査結果 | 1 | 1 | - | 0 |
| | 小計（監査結果） | | 18 | 16 | 0 | 2 |
| | 介護高齢福祉課 | 参考意見 | 1 | 1 | - | 0 |
| | 高齢者支援室 | 参考意見 | 7 | 7 | - | 0 |
| | 地域福祉課 | 参考意見 | 1 | 1 | - | 0 |
| | 財政課 | 参考意見 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 行政経営課 ・高齢者支援室 | 参考意見 | 3 | 3 | - | 0 |
| | 小計（参考意見） | | 13 | 12 | 0 | 1 |
| | 計 | | 31 | 28 | 0 | 3 |

平成23年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等について【結果分】

部局等名 保健福祉部

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|---|---|--|
| 62 | <p>第3 監査結果及び監査結果に添えて提出する意見</p> <p>III. 介護保険料の徴収事務の執行について</p> <p>3 監査結果</p> <p>(1) 普通徴収の収納率の低下傾向に対する方策の検討の必要性について（指摘事項1）</p> <p>第1号被保険者の保険料基準額の算定に予定保険料収納率が用いられることから、介護保険料収納率の悪化は将来の介護保険料の上昇のひとつ大きな要因となると考えられ、被保険者全体に、これまでにも増して介護保険料の重い負担がかかってくることが懸念される。</p> <p>したがって、保険料の収納率の向上のための方策が必要であり、次の①、②に示す2つの方策を検討するべきである。</p> <p>① 滞納保険料徴収のための専門スタッフを採用すること</p> <p>② 滞納処分を実施すべきこと</p> | <p>近年の収納率の低下につきましては、市町村等各保険者共通の課題となっていることから、専門スタッフを採用した場合の有効性も含め、収納率向上対策について、中核市等の例を参考にしながら、検討してまいります。</p> <p>滞納処分につきましては、滞納処分の対象とする者の条件や実施方法等について、中核市等の例を参考にしながら、取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">(介護高齢福祉課)</p> | <p>● 未措置</p> <p>① 平成26年3月までに電話催告業務の委託契約の準備を行い、4月に契約締結、5月から業務を開始する予定です。</p> <p>② 滞納処分について、中核市の取り組みの状況を調査しました。滞納処分の実施については、24年度より交付要求に取り組んでおります。今後は、差押えにつきましても関係課と協議を進めでまいります。</p> <p style="text-align: right;">(介護高齢福祉課)</p> |

平成23年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等について【結果分】

部局等名 保健福祉部

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|---|---|--|
| 80 | <p>イ. 事業報告書の検証について（指摘事項10）</p> <p>市は、指定管理者から提出された事業報告書を検証し、公表することとしている（「基本的な考え方第1・3」）。</p> <p>しかし、検証した証跡は残されておらず、公表もされていない。事業報告書の検証と公表を行うべきである。</p> | <p>事業報告書の検証及び公表につきましては、指定管理業務の評価及び改善に活かすことからも必要と考えますので、検証結果について公表してまいります。</p> <p>（高齢者支援室）</p> | <p>● 未措置</p> <p>平成25年度中に公表の予定としておりましたが、26年度早期に公表してまいります。</p> <p>（高齢者支援室）</p> |

平成23年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

| テーマ：盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等について【意見分】 | | | 部局等名 財政部 |
|--|---|---|--|
| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
| 95 | <p>(2) 土地及び建物の管理について (意見事項12)</p> <p>高齢者福祉施設に係るすべての土地及び建物につき帳票として出力した「財務会計システム」内の「公有財産管理」（財産台帳）を閲覧した結果、「評価額」の欄には、ほとんどの資産につき記載が無かつた。市では、関係課で公有財産全体にわたる財産台帳の整備を進めているところのことであり、早急な財産台帳の整備が望まれる。</p> | <p>平成22年度から財務書類の充実を図るため、府内関係課と連携して資産評価に取り組んでいるところです。</p> <p>23年度は道路用地を除く土地の評価作業を行っており、次年度以降も計画的に評価作業を行い、財産台帳の整備を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p> | <p>● 未措置</p> <p>平成24年度は道路用地を除く土地の評価作業を行い、25年度は建物について評価作業を行うこととしておりましたが、国で新たな基準を設ける予定となつたことから作業をいったん中断し、26年度以降に新基準が示された後、その基準に基づいて作業を行う予定としています。</p> <p>それ以外の道路用地等の財産台帳についても順次整備を図る計画としております。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p> |

平成 24 年度 包括 外 部 監 査 結 果 等 措 置 状 況 (H26.3)

| 監査対象事件 | 所管課 | 区分 | 指摘等件数 | 措置済件数 | 今回措置件数 | 未措置件数 |
|----------------------|---------------------------------|------|-------|-------|--------|-------|
| 土地区画整理事業に係る事務の執行について | 盛岡南整備課 | 監査結果 | 4 | 4 | - | 0 |
| | 市街地整備課 | 監査結果 | 2 | 2 | - | 0 |
| | 盛岡南整備課 ・市街地整備課 | 監査結果 | 3 | 3 | - | 0 |
| | 盛岡南整備課 ・契約検査課(共通) | 監査結果 | 1 | 1 | - | 0 |
| | 盛岡南整備課 ・市街地整備課 ・契約検査課(共通) | 監査結果 | 1 | 1 | - | 0 |
| | 小計(監査結果) | | 11 | 11 | 0 | 0 |
| | 盛岡南整備課 | 参考意見 | 2 | 2 | - | 0 |
| | 市街地整備課 | 参考意見 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| | 盛岡南整備課 ・市街地整備課 | 参考意見 | 5 | 4 | 0 | 1 |
| | 小計(参考意見) | | 10 | 8 | 1 | 1 |
| | 計 | | 21 | 19 | 1 | 1 |

平成24年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

【テーマ：土地区画整理事業に係る事務の執行等について】意見分

部局等名 都市整備部

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況（担当課） |
|------|---|--|--|
| 99 | <p>(2) 太田地区におけるガス本支管布設工事費用の負担割合について（意見事項10）</p> <p>太田地区で行われるガス本支管布設工事費用に係る市の負担割合は、工事施工者である盛岡ガス株式会社と平成7年8月3日に締結した「太田地区土地区画整理事業に係るガス本支管布設工事の費用負担に関する協定書」で定める負担率82%である。当負担率に基づき23年度に市が負担した本支管布設工事費用は、当初計画（契約額）及び決算額とも16,848千円（内訳：地方特定道路整備事業11,764千円、保留地処分金5,084千円）である。</p> <p>この負担率82%は、契約から17年経過しているが変更されないままとなっている。23年度までに7回にわたる事業計画変更の結果、事業費予算が当初の事業計画の1.7倍超にも膨らんでいるという状況を考慮し、現状に即した事業費の負担割合であるかどうか、再検証することが望まれる。</p> | <p>御指摘の事例につきましては、盛岡ガス株式会社と協議の上、負担割合が現況に沿ったものであるかを検証してまいります。 (市街地整備課)</p> | <p>○ 措置済</p> <p>御指摘の事例につきましては、盛岡ガスに費用負担に関する事業費について最新基礎資料による算定を願い、平成25年度において再検証をおこないました。</p> <p>協議の結果、25年度から再検証結果に基づく負担割合に見直すことで盛岡ガスと合意（協定締結）に至り、現在は現状に則した負担割合（65.2%）により整備を進めております。</p> <p>(市街地整備課)</p> |

平成24年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：土地区画整理事業に係る事務の執行について【意見分】

部局等名 都市整備部

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 未措置事項の取組状況（担当課） |
|------|---|---|--|
| 50 | <p>V. 補償費について 4. 監査結果 (1) 補償基準について（意見事項 8）</p> <p>市では「盛岡市土地区画整理事業移転補償実務マニュアル」を制定し、補償金の算定方法や損失補償基準について「共通仕様書」「標準書」に準拠する旨を示し運用している。ただ、同仕様書及び標準書は一般的の公共事業に適用するための基準であり、土地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準のすべてを定めたものではないことから不足事項を補うものとして実務的には「社団法人街づくり区画整理協会」が作成した「土地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準（案）」「同細則（案）」及び「算定要領」も参考に運用している状況である。</p> <p>これまで市の事務執行に特段の問題はなかったと思われるが、このように土地区画整理事業における補償業務を行う上で、実務上利用している街づくり区画整理協会作成の「基準」「細則」「要領」は市が正式な手続を経て承認されたものとなっていない。</p> <p>そこで、土地区画整理事業の補償業務に際し補償金算定の拠り所を明確にするために、現「移転補償実務マニュアル」で不足している事項を網羅したマニュアルに改正することが望ましいと考える。</p> | <p>街づくり区画整理協会作成の「基準」「細則」「要領」を移転補償実務マニュアルに盛り込むことを含め、現在不足している事項を網羅したマニュアルに改正してまいります。</p> <p>（市街地整備課・盛岡南整備課）</p> | <p>● 未措置</p> <p>街づくり区画整理協会作成の「基準」「細則」「要領」を移転補償実務マニュアルに盛り込むことを含め、現在不足している事項を網羅したマニュアルに改正作業中です。</p> <p>（市街地整備課・盛岡南整備課）</p> |